

飛鳥・藤原京地域における地区設定基準の改定

飛鳥藤原宮跡発掘調査部

藤原宮跡発掘調査部では、調査時における小地区設定作業を簡易化し、さらに将来の遺構・遺物のコンピュータ処理への対応を目的として、従来の地区設定の見直しを行ない、新たな地区設定基準を設定した。なお、新たな地区設定基準は1994年4月1日より有効とする。

1 従来の地区設定と問題点

従来の地区設定は条里畦畔を基準としている。大地区はおよそ南北約375m、東西約630mとして、ひとつの大地区内に、南北6～8区画、東西3区画の中地区を設定している。大地区は4つの大地区群からなり、藤原宮域を包括する南北6大地区、東西3大地区の計18大地区を6AJとし、その周囲を取り囲む22の大地区を6AWとする。その南の南北5大地区、東西5大地区を6AM、さらにその南の東西5大地区、南北5大地区を6AKとする。寺院については上記の大地区に重複するものについても独自の大地区を設定している。

調査部開設当時の発掘調査は畦畔を尊重した水田単位で行っており、上記の設定方法が便利であった点は否めない。しかし、条里畦畔が藤原京の条坊とは無関係であり、都市化の進行や宮跡内における整備事業により水田が消滅しつつある。また、道路敷設や大規模開発事業等の事前調査で、畦畔に規制されない調査も増加し、畦畔による地区設定が無意味と化しつつある。また、地区を設定した地域の外側でも、藤原京に関わる遺構が検出され、桧隈寺跡・坂田寺跡など飛鳥南方の重要遺跡群も設定外にあった。そこで大地区を拡大設定する必要があるが、6Aを冠する未使用の大地区名が不足している。さらに、小地区設定の際には中地区ごとに水田の隅を基準に小地区を設定しているために、中地区によって小地区のグリッドにずれが生じたり、新たな小地区設定の際には、近辺の地区設定を調べる煩雑な作業が必要であるなどの問題点があった。

2 新地区設定基準の方針と方式

基本方針 前述の問題点を解決すべく、以下の基本方針に沿って新地区設定基準を定めた。従来の大地区・中地区の配列を尊重し、新旧地区名の相違を最小限にとどめる。大地区・中地区の規格を統一し、各境界を国土方眼座標で定める。従来、地区に設定した地域の外側にも新たに地区を設定し（図中で濃いアミをかけた部分）、さらに広い範囲を包括する。

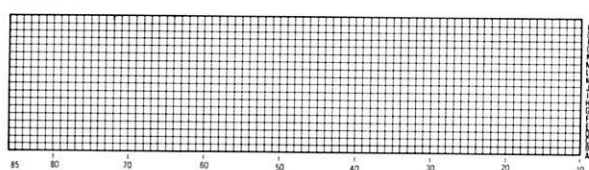
大地区 大地区の設定範囲を拡大する。東西672m、南北324mを基本単位とする。全ての大地区記号の1桁目を6から5に改める。ただし出土瓦の型式番号には反映しないものとする。大地区を境界する座標の基点は5AJE、5AJF、5AJJ、5AJKの4地区の交点（国土方眼座標；X=-166,296 Y=-17,787）とする。地区名は図の通りで、寺院以外の大地区記号には、すべて5Aを冠する。

中地区 大地区内を東西3列、南北6列に分割し、東北隅から順にアルファベットを付す。ただし、アラビア数字と混同しやすいG、I、Oは使用しない。南北長は各中地区とも54mとし、東西長は東と中の列の区画を222m、西の列の区画を228mとする。

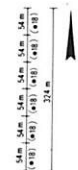
小地区 各中地区の東南隅を基点として3m方眼を設定する。東南隅をA-10とし、北へA～R、西へ10～83もしくは85の番号を使用する。

寺院 以上の地区の他に、寺院については固有の大地区を設定する。大地区名は従来の地区名を踏襲する。なお、従来あった小墾田宮（5AOH）と見瀬丸山古墳（4PMN）は廃棄する。中地区および小地区は上述の中・小地区の設定を優先する。そのため寺内での中地区はAから順に付けられる訳ではなく、一部では中地区名が同じでも大地区名が異なることとなる。

（島田敏男）



P	H	A
Q	J	B
R	K	C
S	L	D
T	M	E
U	N	F



小地区の規格

中地区の規格

